

日時		
1	11/28 質問	<p>今回は個人情報の取り扱いの点からこのような事態になっているかと理解しています。ですが、もし今後これまでのPTAでの役職の経歴がバス運行会に引き継がれるとなれば、PTAのバスは別の団体となりますので、チャンギの選挙管理委員からそのデータが何らかの形で引き渡されるのは個人情報取り扱い違反となると懸念されますがいかがでしょうか。それともそこは全て各個人から自己申請をバス運行会が聞き取りをして、それを元にデータとして作成されるということでしょうか。バス運行会がバス二役や地区員の経歴についてデータとして残していることは、疑問の余地はありませんが、PTAの役職に関してはそこは引き離すべきではないのでしょうか。全てにおいてまだ何も決まっていなく「前向きな話し合い」や、それと類似した表現を多用されていますが、これはまたPTA解散後も全く問題ないという印象を与えるための操作のように感じます。正直な感想です。</p>
	11/29 回答	<p>まず、ご質問いただいた、PTAの役職経歴がバス運行会に引き継がれる際の個人情報取り扱い、についてですが、いただきましたご懸念はごもっともです。現状、PTAの役職経歴に関するデータがどのように引き継がれるか、具体的な方法についてはまだ決定しておりません。ご指摘いただいたように、個人情報保護の観点から、PTAの役職経歴に関するデータが、バス運行会にそのままお渡しする事は適切ではないと考えております。つきましては臨時総会後、個人情報保護の徹底、情報共有の方法、透明性の確保等についてバス運行会と慎重に協議を進めてまいります。</p>
2	12/9 質問	<p>【質問1】先日のQ&amp;Aより抜粋 Q.誰がDPOになるの? A.PTA存続のためには、PTA会員である皆様の中からDPOを選出する必要があります。</p> <p>とありますが、こちらは正確でないと思います。当国における法律ではDPOは以下のように定められております。 The DPO must be independent, an expert in data protection, adequately resourced, and report to the highest management level. A DPO can be an existing employee or externally appointed. In some cases several organisations can appoint a single DPO between them.</p> <p>よってPTA会員より選出する必要があるというのは虚偽の情報ではないでしょうか。実際バス組合でDPOを務められている方は組合員でないと認識しております。また私の会社ではDPOは外注しております。シンガポールではPOFMA( Protection from Online Falsehoods and Manipulation Act)に対する法律があり、虚偽の情報をオンラインやメールで拡散し、それにより学校やコミュニティの信頼を損ねたり混乱を招いたりする場合は、その行為がPOFMAに該当することがあります。</p>
	12/11 回答	<p>ご指摘の通り、現在の個人情報保護法ならびに関連ガイドラインに基づけば、外部委託も可能とはなっております。なお、シンガポール法弁護士に確認させていただきましたところ、費用等の観点からDPOは組織内から任命することがまだ一般的であると同っております。ご指摘のPOFMAについてシンガポール法弁護士に確認させていただきましたところ、POFMA第7条のことをおっしゃっているかと存じます。この点、POFMA第7条の構成要件の一部は次のとおりと理解しており、本件は下記の構成要件には該当しないと考えております。 (b)the communication of the statement in Singapore is likely to — (i)be prejudicial to the security of Singapore or any part of Singapore; (ii)be prejudicial to public health, public safety, public tranquillity or public finances; (iii)be prejudicial to the friendly relations of Singapore with other countries; (iv)influence the outcome of an election to the office of President, a general election of Members of Parliament, a by-election of a Member of Parliament, or a referendum; (v)incite feelings of enmity, hatred or ill-will between different groups of persons; or (vi)diminish public confidence in the performance of any duty or function of, or in the exercise of any power by, the Government, an Organ of State, a statutory board, or a part of the Government, an Organ of State or a statutory board.</p> <p>追加費用との観点から内部での選任を前提として御伝えしておりましたが、いずれにせよ分かりにくい表現となってしまっていることについてお詫び申し上げます。</p>
3	12/9 質問	<p>【質問2】先日のQ&amp;Aより抜粋 Q.DPOの責任は? A.個人情報保護管理体制に違反があった場合に、責任者として政府から罰則を受ける可能性があります。またシンガポール法上の必要な役職のため、PTA役職のような決まった任期(1年)はなく、1年以上務めていただく可能性があります。</p> <p>とありましたが、当国の法律では In Singapore, there is no legal requirement under the Personal Data Protection Act (PDPA) that mandates a Data Protection Officer (DPO) to work for more than a year or any specific duration. となっており、「1年以上勤めていただく可能性がある」という文言には矛盾が生じます。この点はどのような認識でしょうか。1年以上勤める必要があると明言することで、そうしなくてはいけないという印象操作を与えています。</p>
	12/11 回答	<p>ご指摘の通り、1年以内でDPOを交代する可能性もございますが、DPOを頻繁に交代することは一般的ではない旨をシンガポール法弁護士からご教示いただいております。またPTA役員選挙の期間を考慮しますと1年以上勤めていただく可能性もございますため、先日の記載とさせていただきます。</p>

4	12/9	質問	<p>【質問3】対面式の臨時総会に関しまして出席することが叶わない場合、委任状フォームを提出する次第となっているかと思えます。この場合委任する先は会員個人が選択できるのでしょうか。もしくは賛成か反対を選ぶことができた上で委任を誰かに託す形になるのでしょうか。</p> <p>PTA規約7条に Voting by proxy is allowed at all General Meetings. A member can vote through a proxy by issuing a letter of proxyとあり、この記述には、代理人を特定の役職者や決まった人物に限定する内容は含まれていません。そのため、会員が信頼する他のPTA会員に委任することが可能という法的な解釈になります。この点においてあらかじめ事前に会員への周知をしていただくことは可能でしょうか。委任状による代理人はQuorumには含まれないために、総会の成立に影響を及ぼすことはありませんが、投票権は行使できるという理解でよろしいでしょうか。</p>
	12/11	回答	<p>当局が発行しておりますガイドラインおよびテンプレートに基づき、委任状フォームは、「賛成」「反対」「棄権」のいずれかをご選択いただいた上で、会長に委任をいただく形式を想定しております。</p> <p>「会長が会員の代わりに決断する」といったことは想定しておりません。</p> <p>実務上、スムーズな投票・集計を行うため会長への委任を想定しておりますが、もし他の第三者をご選択いただくことをご希望である場合には、お申し付けください。</p> <p>なお、法的解釈は弁護士間でも異なる場合がございますが、今回の臨時総会についてはその内容や委任方法については、シンガポール法弁護士に確認をしながら進めさせていただいております。ご理解いただけますと幸いです。</p>
5	12/9	質問	<p>【質問4】質問1.2に踏まえまして、チャング校保護者そしてPTA会員としては解散が議論されてからこれまで正確な情報が公平に共有されているという印象がありません。</p> <p>PTA規約第9条に The Secretary shall keep all records, except financial, of the Association and shall be responsible for their correctness. He will keep minutes of all General and Management Committee meetings. He shall maintain an up-to-date Register of Members at all times.とあり、またその他の条項を読んでも透明性が求められるという解釈となります。responsible for their correctnessという点において四役の皆様はどのように捉えられそして遂行されていますでしょうか。</p>
	12/11	回答	<p>ご指摘の通り透明性が求められることは前提として、「responsible for their correctness」については議事録の内容に関するものであると理解しております。</p> <p>この点、本件に関する議事録は当局にも提出するものですので、その正確性については上記弁護士からもアドバイスをいただきながら進めさせていただきます。</p>
6	12/14	質問	PTAが解散した場合、今後のボランティア募集などについては、学校主体で、行うのでしょうか？
	12/16	回答	<p>臨時総会資料3枚目の表に記載しておりますが、(PTAにて活動している項目の解散前と解散後)お弁当販売や、行事写真販売などは、現在学校と調整中です。</p> <p>6年生のアルバム制作やお別れ会などは、学校と相談し、保護者主体でボランティアを募る仕組みを検討中です。こちらは現時点の方向性であり、お約束するものではございません。</p>